

VI 緊急搬送

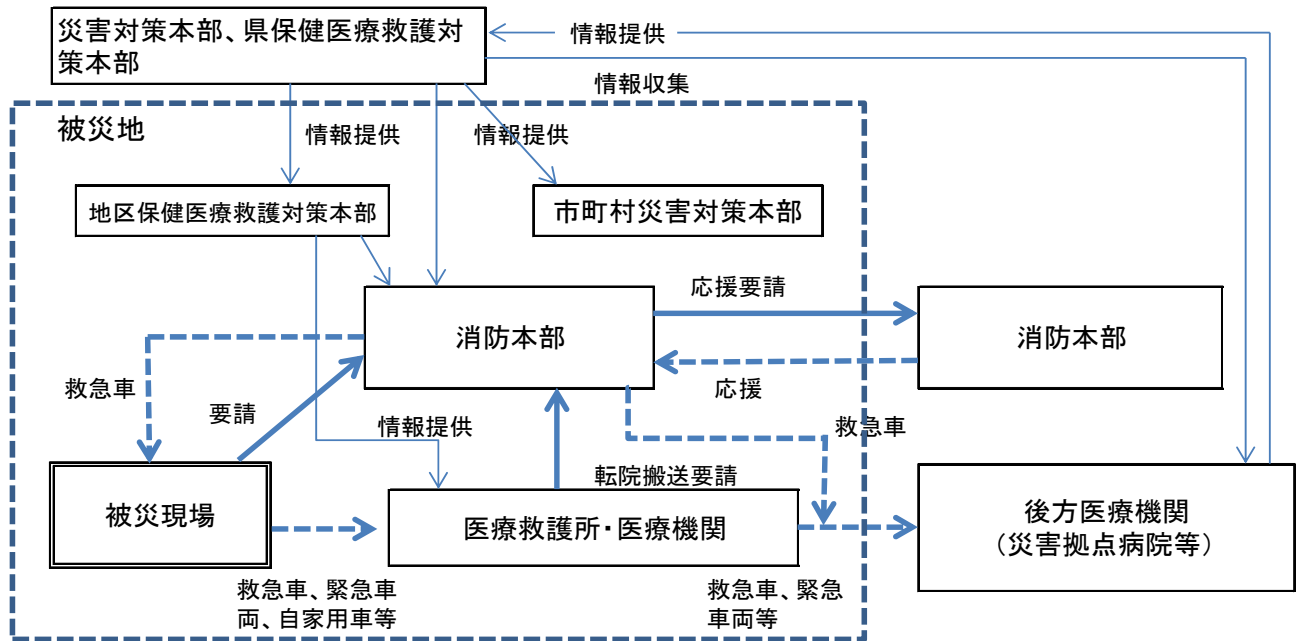
1	被災傷病者の後方搬送	VI-2
(1)	救急車両による傷病者搬送	VI-2
■	救急車両による傷病者搬送フロー	VI-2
(2)	ヘリコプターによる傷病者搬送	VI-3
■	ヘリコプターによる傷病者搬送フロー	VI-3
2	医療救護班等の緊急搬送	VI-4
(1)	救急自動車による医療救護班等緊急搬送	VI-4
■	救急自動車等による医療救護班等搬送フロー	VI-6
(2)	ヘリコプターによる医療救護班等緊急搬送	VI-7
■	ヘリコプターによる医療救護班等搬送フロー	VI-7
3	広域医療搬送活動	VI-9
■	広域医療搬送活動の情報フロー	VI-9
■	広域医療搬送対象患者の搬送フロー	VI-9
(1)	医療機関（災害拠点病院以外の病院等）	VI-10
(2)	災害拠点病院等	VI-10
(3)	県	VI-11
(4)	国等	VI-11
(5)	市町村災害対策本部等	VI-12
(6)	広域医療搬送拠点の運営	VI-12
4	被災地外都道府県等からの医療救護班の搬送	VI-13
(1)	国	VI-13
(2)	県災害対策本部（総合調整班、医務班）	VI-13
(3)	市町村災害対策本部	VI-13

VI 緊急搬送

1 被災傷病者の後方搬送

(1) 救急車両による傷病者搬送

■ 救急車両による傷病者搬送フロー



① 消防機関

- 消防本部は、県保健医療救護対策本部（医務課等）から各医療機関等の患者受入情報を収集するほか、直接医療機関に照会して負傷者を収容する医療機関を確保する。
- 消防本部は、通信の途絶により搬送先医療機関が確保できない場合は、直接近隣の二次救急医療体制をとっている医療機関又は救命救急センター（県立中央病院）へ負傷者を搬送する。（一次搬送）
- 消防本部は、医療機関から転院搬送（二次搬送）の要請を受けて、自らの救急車で対応不可能な場合には、被災地外消防本部に応援要請する。
- 被災地内消防本部等から応援要請を受けた被災地外消防本部は、救急車等を派遣し負傷者等の搬送に協力する。

② 医療機関

- 被災を免れた医療機関（後方医療機関）は、患者の受入体制を整えるとともに、EMISにより収容可能人数を報告する。
- 近隣の二次救急医療体制をとっている医療機関又は救命救急センターは、特に患者が集中して搬送されるため、トリアージを実施して効率的な処置を行う。
なお、収容患者に被災地外への転院搬送の必要が生じ、医療機関自ら搬送でき

ない場合は、災害拠点病院（患者搬送等に係る責任者）との調整により、搬送先医療機関を確保したうえで最寄りの消防本部へ搬送を依頼する。

③ 県

【 県保健医療救護対策本部（医務課（県災害対策本部医療班））】

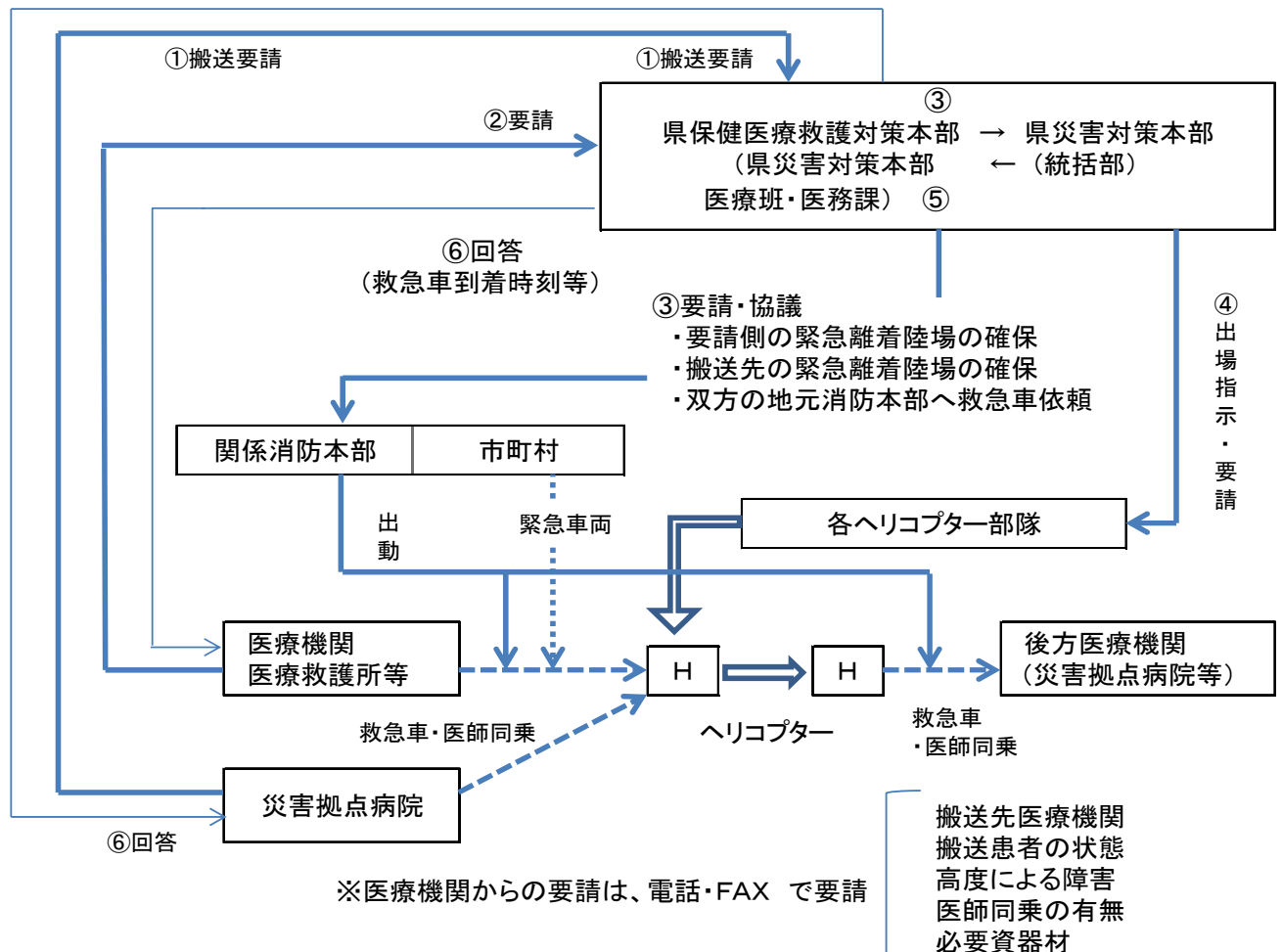
県保健医療救護対策本部（医務課）は、搬送を円滑に行うため県内の後方医療機関から得た収容可能人数の情報を地区保健医療救護対策本部（保健所）、消防本部、市町村災害対策本部へE M I S等を利用して情報提供する。

【 地区保健医療救護対策本部（保健所）】

地区保健医療救護対策本部（保健所）は、管内医療機関の収容可能人数や転院搬送必要人数などの正確な情報の把握に努める。

(2) ヘリコプターによる傷病者搬送

■ヘリコプターによる傷病者搬送フロー



被災者の後方搬送に当たり、陸上交通が途絶し緊急車両による搬送が不可能なときなどには、ヘリコプターによる県内搬送を行う。

① 医療機関、市町村（救護所）

a 医療機関等は、後方搬送するための手段がヘリコプター以外にないと認めるときは、搬送先医療機関（後方医療機関）を確保したうえで、県保健医療救護対策本部（医務課）へヘリコプターの搬送要請を行う。（様式8 参照）

ただし、搬送先医療機関を確保できない場合は、その旨申し出を行う。

b ヘリコプターには、患者の安全のため、必ず医師等医療従事者が同乗する。

② 県

【 県保健医療救護対策本部（医務課（県災害対策本部医療班））】

a 県保健医療救護対策本部（医務課）は、医療機関等からヘリコプターによる傷病者搬送要請があった場合、県災害対策本部（統括部）へその旨要請するとともに、搬送元及び搬送先の消防本部に離発着場等の確保やヘリコプターの誘導、患者の緊急車両による搬送等を要請する。

b 県保健医療救護対策本部（医務課）は、関係消防本部との協議が整い、ヘリコプターによる搬送準備ができ次第、要請元へ受諾の連絡を行う。

【 県災害対策本部（統括部）】

県災害対策本部（統括部）は、県保健医療救護対策本部（医務課）からヘリコプター出動要請があり、関係消防本部と協議が整った旨報告があり次第、ヘリコプター部隊にヘリコプターの出動を指示（要請）するとともに、この旨を県保健医療救護対策本部（医務課）へ連絡する。

③ 消防機関

a 関係消防本部は、県保健医療救護対策本部（医務課）からヘリコプターによる搬送要請があった場合、離発着場を確保するとともに、ヘリコプターの誘導、患者の搬送等に協力する。

b 関係消防本部は、県保健医療救護対策本部（医務課）を通さず医療機関から直接ヘリコプターによる患者搬送要請があった場合は、県災害対策本部（統括部）へその旨連絡する。

2 医療救護班等の緊急搬送

医療救護班は、原則として派遣元の団体、機関の責任において、搬送を行う（事前に県公安委員会に届出している緊急通行車両等を使用※）。ただし、交通状態が悪く派遣に相当の時間を要する場合など必要に応じて、消防機関の緊急車両、ヘリコプター等その他の輸送手段について以下により、県保健医療救護対策本部（医務課）又は地区保健医療救護対策本部（保健所）に搬送要請を行う。

※ 緊急通行車両の事前届出手続きについては、資料編 P72 「緊急通行車両の事前届出手続き」参照

(1) 救急自動車による医療救護班等緊急搬送

① 派遣要請医療機関等

医療救護班の派遣を要請したい医療機関等は、地区保健医療救護対策本部（保健所）へ E M I S、電話、F A X 等により派遣要請を行う。

② 医療救護班派遣元

医療救護班等の搬送は、原則として当該救護班を派遣する団体又は機関の責任において搬送する。ただし、陸上の搬送手段が失われている場合又は交通が途絶し、若しくは交通状態が悪く派遣に相当の時間を要する場合など必要に応じて、緊急車両の輸送手段について県保健医療救護対策本部（医務課）又は地区保健医療救護対策本部（保健所）に搬送要請を行う。

③ 県

【 県保健医療救護対策本部（医務課（県災害対策本部医療班）等）】

県保健医療救護対策本部（医務課）は、医療救護班の緊急搬送要請があった場合で、医療救護班等を緊急搬送する必要があると認められる場合は、医療救護班派遣元を所管とする消防本部（場合によっては警察署）へ緊急搬送を要請する。

【 地区保健医療救護対策本部（保健所）】

地区保健医療救護対策本部（保健所）は、医療救護班の緊急搬送要請があった場合又はその他管内において、医療救護班を緊急搬送する必要があると認められる場合は、管轄する消防本部（場合によっては警察署）へ緊急搬送を要請する。ただし、管轄する消防本部（場合によっては警察署）において搬送手段が確保できない場合には、県保健医療救護対策本部（医務課）へ搬送要請を行う。

④ 消防機関等

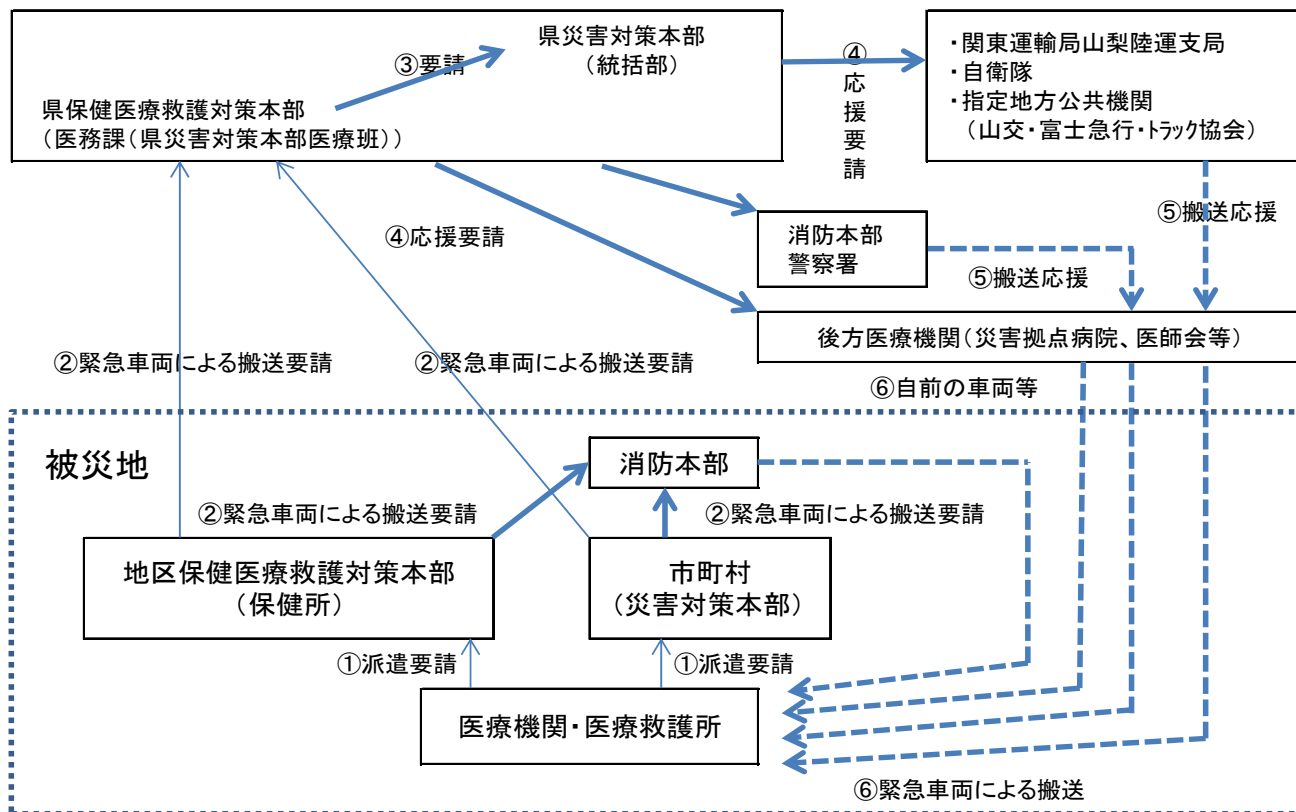
a 県又は地区保健医療救護対策本部（医務課・保健所）から医療救護班の緊急搬送要請を受けた消防本部（場合によっては警察署）は、派遣元医療機関から派遣先医療機関等へ医療救護班を緊急車両で搬送する。

b 被災地内の消防機関等は、医療救護班が自前の車両等がなく、かつ被災地内で機動的に活動する必要がある場合は、緊急車両等で協力するものとする。

⑤ 市町村災害対策本部

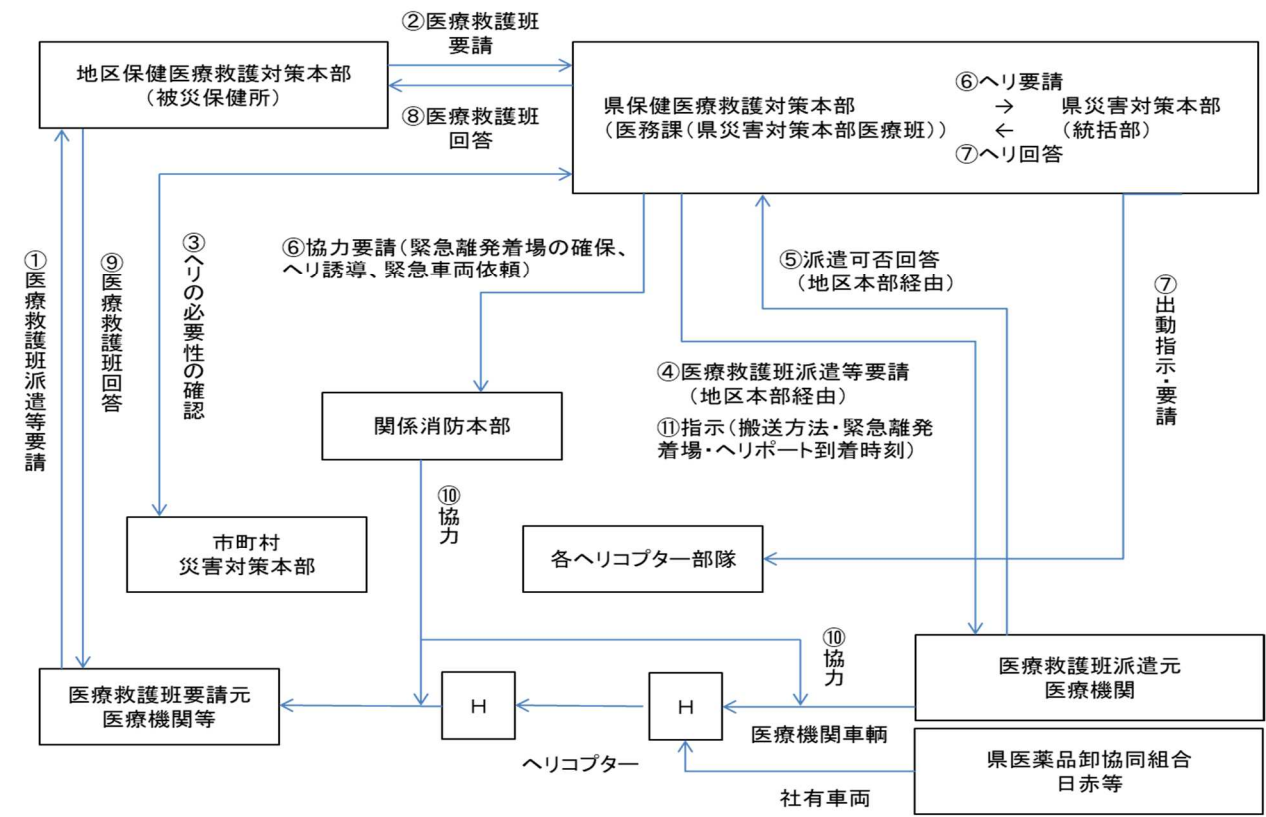
市町村災害対策本部は、医療救護班が自前の車両等がなく、かつ被災地内で機動的に活動する必要がある場合は、緊急車両等で協力するものとする。

■ 救急自動車等による医療救護班等搬送フロー



(2) ヘリコプターによる医療救護班等緊急搬送

■ヘリコプターによる医療救護班等搬送フロー



医療救護班等の搬送に当たり、陸上交通が途絶し緊急車両等による搬送が不可能なときなどには、ヘリコプターによる県内搬送を行う。

① 医療機関

医療機関は、医療スタッフ等が不足し医療救護の人材が必要と認められるときには、医療救護班等の派遣を地区保健医療救護対策本部（保健所）へE M I S、電話・F A X等を利用し要請する。（様式1参照）

ただし、地区保健医療救護対策本部（保健所）へ派遣要請ができない場合は、直接県保健医療救護対策本部（医務課）へ派遣要請を行うものとする。（様式1参照）

② 県

【地区保健医療救護対策本部（保健所）】

地区保健医療救護対策本部（保健所）は、医療機関等からの医療救護班の派遣要請を県保健医療救護対策本部（医務課）へ伝達する。

ただし、地区医療救護対策本部（保健所）は、管轄内で対応できる場合、管轄内の災害拠点病院等医療機関に医療救護班の出動を要請することができる。

【県保健医療救護対策本部（医務課（県災害対策本部医療班））】

- a 県保健医療救護対策本部（医務課）は、地区医療救護対策本部（保健所）から医療救護班等の派遣要請があった場合は、市町村災害対策本部等に交通状態を確認する。
- b ヘリコプターを利用しなければ搬送できない場合は、県災害対策本部（統括部）へその旨要請するとともに、搬送元及び搬送先の消防本部に離発着場の確保やヘリコプターの誘導、緊急車両による搬送等を要請する。
- c 県保健医療救護対策本部（医務課）は、関係消防本部との協議が整い、ヘリコプターによる搬送準備ができ次第、この旨を要請元の地区保健医療救護対策本部（保健所）に連絡するとともに、併せて派遣元の医療機関等に地区保健医療救護対策本部を経由して連絡する。

【 県災害対策本部（統括部）】

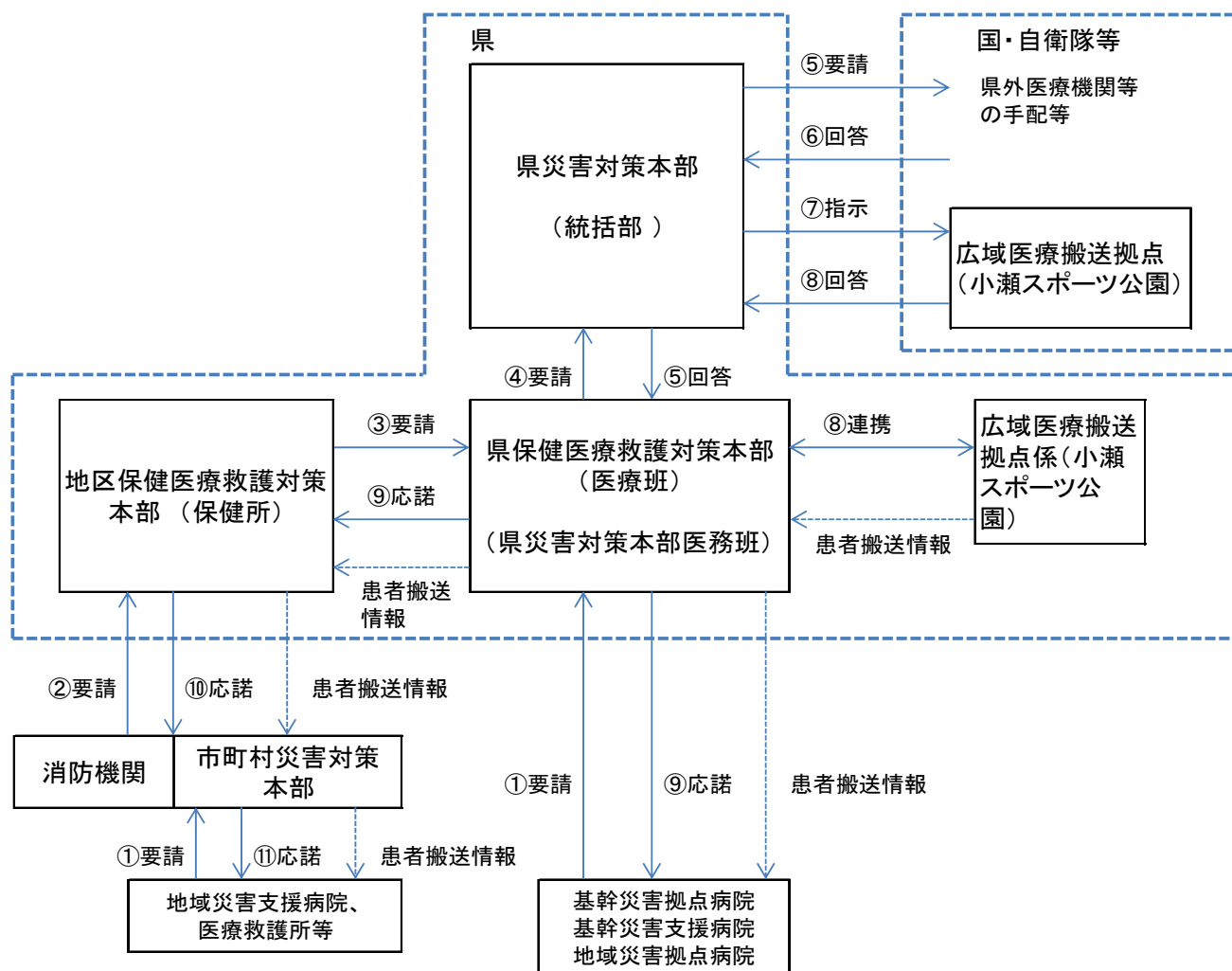
県災害対策本部（統括部）は、県保健医療救護対策本部（医務課）からヘリコプター出動要請があり、関係消防本部と協議が整った旨報告があり次第、ヘリコプター部隊にヘリコプターの出動を指示（要請）するとともに、この旨を県保健医療救護対策本部（医務課）へ連絡する。

③ 市町村災害対策本部、消防機関

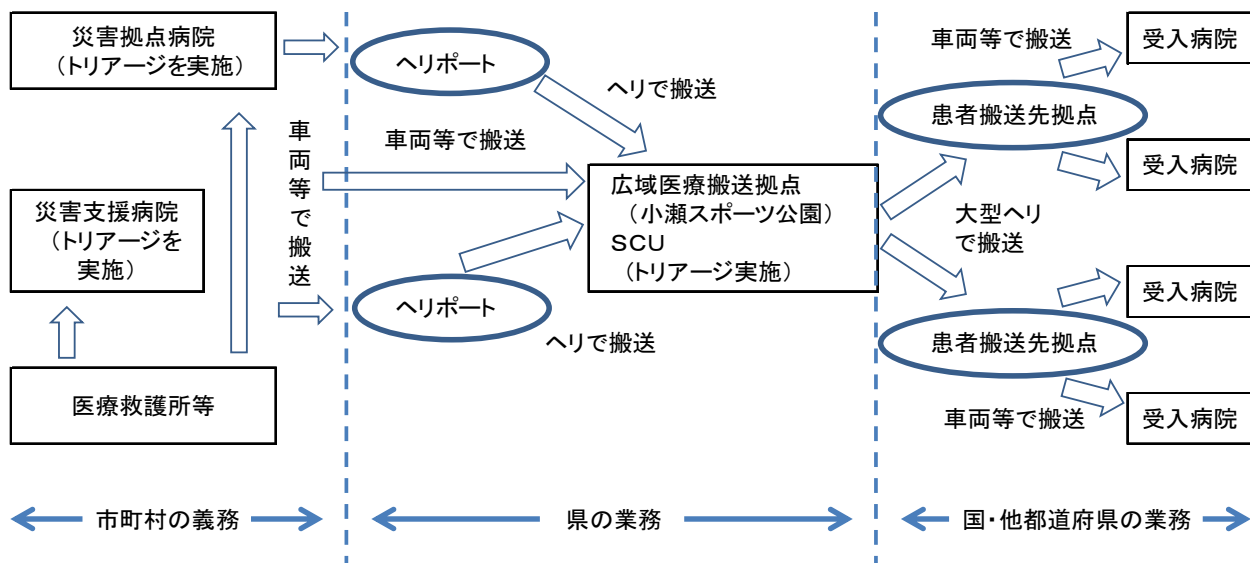
市町村災害対策本部及び関係消防本部は、県保健医療救護対策本部（医務課）等からヘリコプターによる医療救護班等の緊急搬送要請があった場合、離発着場を確保するとともに、ヘリコプターの誘導、医療救護班の緊急車両による搬送等に協力するものとする。

3 広域医療搬送活動

■広域医療搬送活動の情報フロー



■広域医療搬送対象患者の搬送フロー



広域医療搬送は、原則として県外搬送とする。ただし、被災状況に応じて県内搬送も行う。

原則として、災害拠点病院又は支援病院などの最寄りのヘリポート(別途指定する)から広域医療搬送拠点(小瀬スポーツ公園)に搬送するが、状況に応じて緊急車両による搬送も行うものとする。広域医療搬送拠点(小瀬スポーツ公園)で、再トリアージを実施してから自衛隊の大型ヘリコプター等で県外飛行場等に搬送し、国等を通じて要請した医療機関に収容する。なお、状況に応じて、広域医療搬送拠点を經由せず、直接、ヘリコプターで県外の医療機関へ搬送し、収容する場合も考慮する。

(1) 医療機関(災害拠点病院以外の病院等)

- ① 医療機関(災害拠点病院以外の病院等)は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準(資料編 P75~80「広域医療搬送トリアージ基準」のとおり。)に該当する者(以下「広域医療搬送対象患者」という。)に対して、広域医療搬送のためのトリアージを行う。
- ② 医療機関(災害拠点病院以外の病院等)は、トリアージの結果、県内の医療機関に搬送先が見つからず、広域医療搬送が適当と認めたときは、県保健医療救護対策本部(医務課)へ広域医療搬送を要請するものとする。
- ③ 医療機関(災害拠点病院以外の病院等)は、広域医療搬送の応諾があった場合、市町村災害対策本部や消防機関と連携し救急車等により県内搬送用ヘリポート(別途指定する)まで広域医療搬送対象患者を搬送するものとする。
ただし、状況に応じて広域医療搬送拠点へ直接搬送するものとする。

(2) 災害拠点病院等

- ① 地域災害拠点病院、地域災害支援病院等は、別に定める広域医療搬送のためのトリアージの基準(資料編 P75~80「広域医療搬送トリアージ基準」参照)に該当する者に対して、広域医療搬送のためのトリアージを行う。
- ② 基幹災害拠点病院、基幹災害支援病院、地域災害拠点病院は、受け入れた重症患者が多数にのぼり、またトリアージの結果、他の医療機関に重症患者を搬送する必要があると認めたときなど、広域医療搬送が必要となった場合は、県保健医療救護対策本部(医務課)へ広域医療搬送要請を行う。
- ③ 広域医療搬送の応諾回答があった場合には、県内搬送用ヘリポート(別途指定する)まで市町村災害対策本部や消防機関と連携し広域医療搬送対象患者を搬送する。
ただし、状況に応じ病院が救急車両等により直接搬送するものとする。
- ④ 施設内に県内搬送用ヘリポートがある災害拠点病院等は、市町村、消防機関と連携し同ヘリポートを運営する。

(3) 県

【 県災害対策本部（統括部、医療班）】

- ① 県災害対策本部（統括部、医療班）は、県内医療機関等では被災した傷病者を 対応しきれないと判断したときは、国に対し広域医療搬送活動の実施を要請する。
- ② 県災害対策本部（統括部、医療班）及び地区保健医療救護対策本部（保健所）は、国の現地本部から広域医療搬送活動の実施の連絡を受け次第、その旨を、市町村災害対策本部及び災害拠点病院等に連絡する。

【 県保健医療救護対策本部（医務課（県災害対策本部医療班））】

- ① 県保健医療救護対策本部（医務課）は、基幹災害拠点病院、基幹災害支援病院、地域災害拠点病院から重症患者の広域医療搬送の要請があった場合には、県災害対策本部（統括部）へ広域医療搬送の要請を行う。
- ② 県保健医療救護対策本部（医務課）は、県災害対策本部から広域医療搬送の応諾回答があった場合、要請元の医療機関へ県内搬送用ヘリポート（別途指定する）への搬送指示を行う。
- ③ 県保健医療救護対策本部（医務課）は、広域医療搬送拠点に設置する臨時医療施設（SCU）で広域医療搬送対象患者の様態安定化措置及び再トリアージを行う。
- ④ 県保健医療救護対策本部（医務課）は、SCUを運営する。
- ⑤ 県保健医療救護対策本部（医務課）は、広域医療搬送対象患者の発生数が、国の想定数※を上回った場合、県災害対策本部を通じ国に対し広域医療搬送の継続を要請する。

※「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申し合わせ）により33人。

【 県災害対策本部（統括部）】

災害対策本部（統括部）は、県保健医療救護対策本部（医務課）から、重症患者に係る広域医療搬送の要請があった場合、原則として県内搬送用ヘリポート（別途指定する）から広域医療搬送拠点まで、緊急消防援助隊・自衛隊等のヘリコプターにより、広域医療搬送対象患者を搬送（原則として、1ヘリコプターで1患者を搬送）する。

ただし、状況に応じて緊急車両による搬送も行うものとする。

また、状況によっては、広域医療搬送拠点に搬送せず、県外の患者搬送拠点又は受入先の災害拠点病院等の医療機関へ搬送することができる。

(4) 国等

【 自衛隊 】

自衛隊は、広域医療搬送拠点から被災地外の患者搬送拠点まで、大型ヘリコプター等により、広域医療搬送対象患者を搬送（1機で複数の患者搬送）する。

【国、他の都道府県】

国及び他の都道府県は、被災地外の患者搬送先拠点から受入先の災害拠点病院等の医療機関まで、救急車等により、広域医療搬送対象患者を搬送する。

(5) 市町村災害対策本部等

- ① 市町村災害対策本部は、県災害対策本部（統括部、医療班）等から広域医療搬送活動の実施の連絡を受け次第、その旨を救護所等へ連絡する。
- ② 市町村災害対策本部又は関係消防本部は、災害支援病院等からの広域医療搬送要請を受けた場合、地区保健医療救護対策本部（保健所）に要請を伝えるとともに、県内搬送用ヘリポート（別途指定する）までの患者搬送の準備を行う。
- ③ 市町村災害対策本部又は関係消防本部は、地区保健医療救護対策本部（保健所）から広域医療搬送の受諾の連絡を受けたときは、県内搬送用ヘリポート（別途指定する）まで患者搬送用車両等を運行するとともに、同ヘリポートを運営するものとする。

(6) 広域医療搬送拠点の運営

① 医療チームの受入

県保健医療救護対策本部（医務課）は、国から派遣される医療チームを受け入れる。

表 11 国から派遣される医療チームの人数

区分	医師（人）	看護師（人）	備考
SCUにおけるトリアージの実施	7	14	山梨県 1ヶ所
患者県内搬送用ヘリコプターへの同乗	(4)	(8)	4機分
合計	(11)	(22)	

② SCUの要員配置

県保健医療救護対策本部（医務課）は、中北地区保健医療救護対策本部（中北保健所）の要員を中心に配置する。

ただし、県保健医療救護対策本部及び中北地区保健医療救護対策本部は、要員数の確保が困難な場合、自衛隊及び近隣の市町村、他の地区保健医療救護対策本部、DMAT等に対して、協力を要請する。

③ 患者県内搬送用ヘリコプター

県災害対策本部は、患者県内搬送用ヘリコプターとして本県消防防災ヘリコプター、本県警察ヘリコプター、緊急消防援助隊ヘリコプター等を利用するものと

する。

4 被災地外都道府県等からの医療救護班の搬送

(1) 国

- ① 国は、被災地外都道府県の患者搬送先拠点に、医療救護班を参集させる。
- ② 国は、被災地外都道府県の患者搬送先拠点から県内の広域医療搬送拠点まで、自衛隊のヘリコプター等により、医療救護班を搬送する。

(2) 県災害対策本部（総合調整班、医務班）

県災害対策本部（統括部、医療班）は、広域医療搬送拠点から災害拠点病院設置ヘリポート（別途指定する）等まで、ヘリコプター及び車両等により、医療救護班を搬送する。

(3) 市町村災害対策本部

市町村災害対策本部は、ヘリポートから災害拠点病院等の医療機関まで、車両等により医療救護班を搬送する。